

継続企業の前提等に関する監査基準の改訂案、検討

企業会計審議会監査部会

去る10月2日、金融庁は、第57回企業会計審議会監査部会（部会長・堀江正之・日本大学商学部特任教授）を開催した。

前回部会（2026年6月1日号（No.1777）情報ダイジェ

スト参照）での、改訂ISA（国際監査基準）570（継続企業）および改訂ISA 240（不正）を踏

まえた監査基準の改訂についての審議をもとに、事務局から「監

査基準の改訂について（公開草案）」の文案が示され、審議が行われた。

主な公開草案の文案の内容は次のとおり。

継続企業の前提

(1) 継続企業の前提に関する監査手続

わが国の監査実務では、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実または状況に

関して、経営者が行った評価および対応策について監査人が検

討すべき合理的な期間は少なくとも決算日から1年間とされて

いるが、より将来の事実または状況を評価対象とすることで監

査済財務諸表の意思決定有用性が高まることに加え、改訂ISA 570との整合性も踏まえ、少なくとも「財務諸表の公表の承認日」後1年間について評価を行うことを求める。

(2) 監査報告書における継続企業の前提の記載

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に

監査人が監査報告書に記載する現行の要件は変更しない。その

一方で、改訂ISA 570も踏まえて、継続企業の前提に関する重

要な不確実性が認められない場合についても、監査報告書に独

立した区分を設けて、継続企業の前提に関する事項を記載す

る。

継続企業の前提に関する経営者の評価を監査人がどのように

表の監査から実施する。

改訂監査基準は、令和10（2028）年3月決算に係る財務諸

表の監査から実施する。

実施時期

検討したかについて、上場会社等の財務諸表の監査においては、監査報告書に説明を記載することを求める。

不正対応

わが国の監査基準等では、国際監査基準に先駆けて、改訂されたISA 240で新たに設けられた不正または不正の疑いが識別された場合の対応等を取り入れていることから、監査基準等の改訂は行わない。一方、不正または不正の疑いが識別された場合の不正に

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

不正に不正の疑いが識別された場合の手続および監査報告書に不正に関連する「監査上の主要な

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
11月30日(月)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和8年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和8年8月期) 2カ月延長法人(令和8年7月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 税を考える週間(11月11日(水)～17日(火)) 国税庁・国税局・税務署		

金融資産の減損

前回親委員会（2026年10月10日号（No.1789）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する会計基準に関する審議が行われた。

改正企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」、企業会計基準適用指針●号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」等、15本の会計基準等の文案について、審議が行われ、委員全員の賛成で公表議決された。

また、補足文書「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて」等について公表が承認された。

10月中旬ごろ公表予定。

のれんの会計処理および

関連する開示の検討

第583回親委員会（2026年10月1日号（No.1788）情報ダイジェスト参照）にて、企業会計基準諮問会議の提言の内容に沿って、のれんの償却に関する課題への対応について検討することがASBJの新規テーマとされたことを受けて、今回から具体的な審議に入った。

主な審議事項は次のとおり。

(1) のれんの償却期間および償却方法に関する実務上の課題への対応

本テーマについて、①企業結合会計基準32項における償却期間および償却方法の考え方を明らかにすることにより実務上の課題への対応が図られるかどうかの検討を行い、②検討の結果、実務上の課題への対応が図られると判断される場合には、当該考え方を示す取組みを進めるとする、2段階で審議を進めるとしており、今回は①の検討の進め方について審議が行われた。

これまでの意見聴取等で収集した意見を踏まえ、次の実務上の課題が識別されている。

(i) のれんの償却期間

・回収期間に基づいてのれんの償却期間を決定していることにより、結果として不合理と考えられる状況が生じる場合がある。

・のれんの償却期間は、案件ごとに監査人と協議して決定するプロセスが必要となるため、買収価格の決定時点では会計上の償却期間がわからず、予見可能性がない。

(ii) のれんの償却方法

会計・監査・開示
表示(3) 連結財務諸表の特徴③

公認会計士
市川 育義

今回は、連結財務諸表の特徴として、前回の「(2)連結損益計算書」に続く、連結包括利益計算書および連結株主資本等変動計算書を説明する。

(3) 連結包括利益計算書

① 連結包括利益計算書の表示内容と位置づけ

現行会計制度においては、資産や負債を時価等で評価する際に、評価差額等が損益処理される場合（棚卸資産評価損など）と損益処理されない場合（その他の有価証券評価差額金など）がある。

このような評価差額等は、前者の場合は損益計算書に表示され、後者の場合は包括利益計算書に表示される関係にある。

この場合、連結包括利益計算書における「その他の包括利益」が非支配株主に係る部分を含んでいる点は、連結損益計算書における「当期純利益」と同様である。また、「当期純利益」は税効果を含んだ税引後であるため、「その他の包括利益」も税引後となっている。

なお、包括利益計算書は、現時点では個別財務諸表を構成しておらず、連結包括利益計算書のみが制度化され、個別財務諸

表としての位置づけは将来の課題とされている。

その結果、連結貸借対照表と個別貸借対照表における純資産の部の表示科目が、次のとおり両者で相違している点は、前々回「(1)連結貸借対照表」に説明したとおりである。

（連結BS 純資産の部）
その他の包括利益累計額
（個別BS 純資産の部）
評価・換算差額等

② 主な表示項目

連結包括利益計算書に表示される項目は、基本的に、連結貸借対照表の純資産の部における「その他の包括利益累計額」に属する項目と整合しており、当該項目に係る当期発生額が表示される。

主な項目としては、個別貸借対照表の純資産の部（評価・換算差額等）に表示される「その他の有価証券評価差額金」のほか、連結特有の項目である「為替換算調整勘定」、「退職給付に係る調整額」および「持分法適用会社に対する持分相当額」がある。

最後の「持分法適用会社に対する持分相当額」は関連会社における評価差額等の当期発生額

を意味しており、この点は、同じくフロー情報である連結損益計算書において、関連会社に係る損益が持分法による投資損益として営業外損益に独立表示されるのと同様である。

ただし、「持分法適用会社に対する持分相当額」は関連する評価差額等の各項目を一括して表示するものであり、最終的な残高情報としては、関連する評価差額等の各項目に含めて帰属先別に表示されることとなる。

(4) 連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動計算書は、連結貸借対照表「純資産の部」の前期末残高から当期末残高への変動内容を説明する計算書である。

当期変動額のうち、変動内容が総額表示されるのは基本的に株主資本であり、株主資本以外の各項目は純額表示されるのが一般的である。実務上、連結包括利益計算書との関係はあまり意識されていないようである。

なお、純資産の部においては、帰属先別に、「株主資本」と「その他の包括利益累計額」は親会社株主に帰属する持分を意味し、親会社株主に帰属しないそれぞれの部分は「非支配株主持分」として一本表示されている。

・企業結合の目的や経営実態を踏まえると、企業結合日から
のれんを償却することに違和感がある。

これらを踏まえ、事務局から、今後、のれんの減価パターンと償却期間および償却方法に関する考え方の整理を行ったうえで、個別的に識別されている実務上の課題について検討を行うとする進め方の案が示された。

委員から、進め方に異論は聞かれなかった。また、「償却の開始タイミングについて慎重に検討してほしい」との意見が聞かれた。

(2) のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直し

本テーマについて、①のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて検討し、②企業会計基準等の改善をもたらすと判断される場合には、企業会計基準等の開発を行うとする、2段階で審議を行うこととしている。今回は①の検討の進め方について審議された。

事務局からは、次の2つの側面から検討を進める案が示された。

- (i) のれん償却前営業利益に関する情報提供が意思決定との関連性を高めることとなるかどうか、国際的な会計基準における情報の集約や分解および小計の表示に係る考え方を参考としながら検討を行う。
- (ii) のれん償却前営業利益に関する情報提供により、IFRS会計基準を採用する企業の損益計算書との企業間の比較可能性が高まるかどうかを検討する。

委員からは進め方に賛意が聞かれた。また、「比較可能性の向上に資するかが重要」との意見が聞かれた。

排出量取引

前回親委員会（2026年10月10日号（No.1789）情報ダイジェスト参照）に引き続き、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。

今回は、これまでの審議内容を踏まえた実務対応報告公開草案「GX推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の文案が初めて示され、全体像について

検討が行われた。設例が4つ入れられている。

委員からは、これまでの議論の方向性が反映されている点について異論は聞かれなかった。委員から「4つの設例は本取扱いの核になるものであるため適切。設例の追加の要否の検討も」との意見が聞かれた。

今回は、引き続き文案の検討の他、適用時期・経過措置についても検討される予定。

継続企業

前回親委員会（2026年10月10日号（No.1789）情報ダイジェスト参照）に引き続き、継続企業に関する会計基準について審議が行われた。

継続企業会計基準等の文案について、10月2日開催の企業会計審議会監査部会で議論された「監査基準の改訂について（公開草案）」（以下、「改訂監査基準案」という）を踏まえた見直しが次のように行われた。

(1) 合理的な期間

改訂監査基準案においては、合理的な期間に関して「少なくとも『財務諸表の公表の承認日』後1年間について評価を行う」とすることが提案されている。一方、親委員会でのこれまでの議論では、合理的な期間に

経理用語の豆知識

期中特有の会計処理



期中財務諸表作成のための特有の会計処理は、①原価差異の繰延処理、②税金費用の計算が挙げられる。

①は標準原価計算等を採用している場合において、原価差異が操業度等の季節的な変動に起因して発生したものであり、かつ、原価計算期間末までにはほぼ解消が見込まれるときには、継続適用を条件として、当該原価差異を流動資産または流動負債として繰り延べることができる。

②は、親会社および連結子会社の法人税その他の課税対象利益を基礎とする税金（法人税等）については、期中会計期間を含む年度と同様の方法により計算し、繰延税金資産および繰延税金負債については、回収可能性等を検討したうえで期中貸借対照表に計上する。ただし、税金費用については、期中会計期間を含む年度の実効税率を合理的に見積り、税引前期中純利益に当該見積実効税率を乗じて計算することができる。

ついて、「決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日までの期間をいう」とされていた。会計基準と

ついて「令和10（2028）年3月決算に係る財務諸表の監査から実施する」との提案がされたことを受けて、適用日に関し

監査基準で「合理的な期間」に関する定義が異なることは、利害関係者にとって理解しにくい状況になると考えられることから、継続企業会計基準案においては、「合理的な期間」という文言を使用しないよう文案を見直した。

委員からは特段の異論が聞かれず、次回（10月20日予定）公開草案の公表議決を行う予定。

*

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出 所	備 考
2026年 10月6日	第9回適時調査 生成AIと監査役等一利用状況および監査対応ー	監査役協会	監査役協会に登録されている監査役を対象に、監査役等における生成AIをめぐる実態を把握するため、職務において生成AIを使用する頻度や利用目的、効果の実感などを調査し、集計したもの。 https://www.kansa.or.jp/news/post-15071/
2026年 10月8日	中小事務所等施策調査会研究報告9号「第1種中間連結財務諸表等を含む半期報告書に関する表示のチェックリスト」の改正 中小事務所等施策調査会研究報告12号「第2種中間連結財務諸表等を含む半期報告書に関する表示のチェックリスト」の改正	JICPA	監査事務所が、期中レビューにおいて、半期報告書に含まれる第1種中間連結財務諸表等、および第2種中間連結財務諸表等それぞれに関する表示の確認を実施する際の参考に資するために取りまとめたチェックリストについて、2026年9月30日時点で施行されている法令や会計基準等に基づいて改正したもの。 (9号) https://jicpa.or.jp/specialized_field/20261008tfo.html (12号) https://jicpa.or.jp/specialized_field/20261008hrm.html

AI投資の拡大を左右する 資金調達の条件

欧州中央銀行（ECB）の研究者が10月2日に公表した分析（How firms are planning to finance AI adoption）によれば、

ユーロ圏の約5,000社を対象とした調査で、今後12カ月に人工知能（AI）の技術やツールへの投資を計画する企業は49%だった。社員教育は46%、データ基盤は40%、専門家の採用は12%となり、これらの投資をいずれも予定していない企業は38%だった。資金調達については、AI投資を計画する企業の72%が、事業で得た資金や内部留保などの自己資金を使う予定だと回答した。銀行融資、助成金、リースは各16%、株式やベンチャーキャピタルは6%、債券は1%だった。

資金調達方法は複数回答であり、各数字は投資額の構成比ではなく、利用を予定する企業の割合を示している。多くの企業は1つの方法で資金を賄う予定で、複数を扱う場合も自己資金金と外部資金を組み合わせる例が多かった。ただ、自己資金には、企業にとって使いやすさや

金融

柔軟性という利点がある。社員教育は少額ずつの支出となりやすく、内部留保で賄うほうが使いやすい場合もある。

むしろ問題は、同じAI投資でも、その内容によって銀行融資の受けやすさが異なる点だ。機器等の有形資産は担保にできるが、社員教育や専門家の採用は企業能力を高めても担保にできない。AIの技術やツールを導入するだけでなく、それを使う人材を育てる必要があるなかで、この違いが投資の広がりや制約する可能性がある。

社員教育を予定する企業が46%と、技術やツールへの投資とほぼ同じ割合であることも、人材投資の重要性を示している。自己資金への依存が強いと、外部資金も使う場合に比べ、AI導入の規模や速度が制約される可能性がある。

設備購入のための融資を増やすだけでは、この問題の解消には不十分だ。担保ににくい人材投資にも資金が届くしくみを整えることが、AI投資を下支えする課題となるだろう。

証
券

世界の株価は横ばい状態から
脱出できるか？

日経平均株価は10月5日、3カ月振りに7万円の大台に乗り、9月末比の上昇率は5.8%に達した。9月後半、主要先進国の政策金利が一斉に引き上げられた後、世界の市場で株価が横ばい基調で推移していたなかで、日経平均の急騰は驚くべきことである。日経平均株価を引き上げたのは、半導体製造装置メーカーの株価急騰である。一方、カバレッジの大きなTOPIXは上がっていないのだから、日本の株価は大きく上昇したとはいえないのではないか。

主要国の代表的な株価指数は台湾の加権指数を除き、ほぼTOPIXと同様の動きであった。AI、半導体企業の多い米ナスダック、韓国総合株価指数なども横ばい状態であった。日経平均株価の急騰は例外的な現象であつたのである。

現在、世界の株価は金利上昇の影響を測りながら、方向性を模索しているところといえよう。株式市場の前には、原油・エネルギー価格に端を発するインフレの行方、各国の景気実勢

企業収益の動向、主要国の金融政策の方向をどう予想するか、という課題が提起されている。それに加えて少数の大国がどのような権力的行動を展開しているか、という政治の問題がある。

これから株式市場にインパクトを与えそうなのが国際政治の問題である。その焦点となるのは、米国の行動である。トランプ米大統領は11月の中間選挙で敗北し、議会で少数与党に転落すると予想がより強まっている。その結果、レイムダックとなり、何ら政策を打てなくなるのではないかと懸念される。

反対に、選挙に負けた大統領令は自暴自棄になつて大統領令を乱発し混乱に陥れるのではないかと、という指摘は多い。現在の戦争地域に対し、とんでもない解決策を提示してくることや、FRB（米連邦準備制度理事会）に圧力を強め、金融政策を混乱させる、といった懸念がある。

いずれも、その波紋は世界中に及び、株価にも影響を与えずにはおかない。株価の横ばい脱出には乗り越える山が控えている。